

倉敷市自動車急発進抑制装置設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 高齢者の自動車の運転中の事故の防止及び事故発生時の被害の軽減を図るため、高齢者が設置する自動車の急発進抑制装置に要する費用について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、倉敷市補助金等交付規則（昭和43年倉敷市規則第30号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、自ら使用する自家用自動車に装置を設置する者であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有し、65歳以上（第6条の規定による申請の日（以下「申請日」という。）が属する年度の末日までに65歳に達する場合を含む。）であること。
- (2) 申請日において有効期限内の自動車運転免許証を保有していること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者については、補助金を交付しない。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が補助金の目的等に照らして適当でないと認める者

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、国土交通省が認定した後付けのペダル踏み間違い急発進抑制装置で、補助金の交付決定後に当該装置を購入及び設置するのに要した経費とする。

2 補助対象経費には、前項に規定する設置に際して行った自動車の故障箇所の修理若しくは補修又は改良若しくは改造に係る費用を含まないものとする。

(補助対象の自動車)

第4条 補助金の交付の対象となる自動車は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 自動車は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条に規定する普通自動車、小型自動車又は軽自動車であって、自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載された自家用自動車であること。

(2) 法に規定する自動車の検査を受けたものであること。

(3) 自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に補助対象者と同一の氏名が記載されているものであること。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）とし、40,000円を限度とする。

2 補助金の交付は、補助対象者1人につき1台限り、かつ、1回までとする。

(申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、所定の申請書に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

(1) 見積書（購入及び設置の明細が分かるものに限る。）の写し

(2) 装置の概要及び機能が確認できる書類の写し

(3) 自動車検査証の写し

(4) 自動車運転免許証の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

(決定等)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付の適否を決定し、所定の決定通知書により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、急発進抑制装置の設置を完了したときは、完了の日から60日以内又は3月10日（閉庁日の場合は、その日前において最も近い開庁日）のいずれか早い日までに、所定の実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 領収書（申請者の氏名、車名、車両番号、急発進抑制装置名の記載があるものに限る。）の写し

(2) 設置前及び設置後の写真（設置したことが分かるものに限る。）

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定等)

第9条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付決定

の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、所定の確定通知書により通知するものとする。

(補助金の交付等)

第10条 前条の規定により補助金の確定通知を受けた者は、所定の請求書により速やかに市長に補助金の交付を請求し、市長は、これに基づき補助金を交付するものとする。

(決定の取消)

第11条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第2条から第5条までの規定に違反すると認めるとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他市長が不相当と認めるとき。

(補助金の返還)

第12条 補助事業者が、既に補助金の交付を受けている場合であつて、前条の規定により決定を取り消されたときは、速やかに市長に補助金を返還しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。